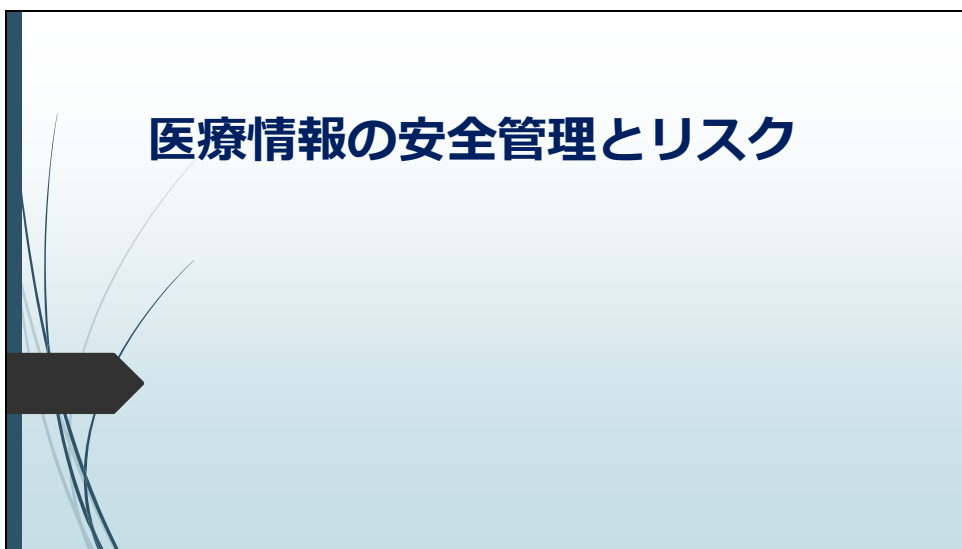
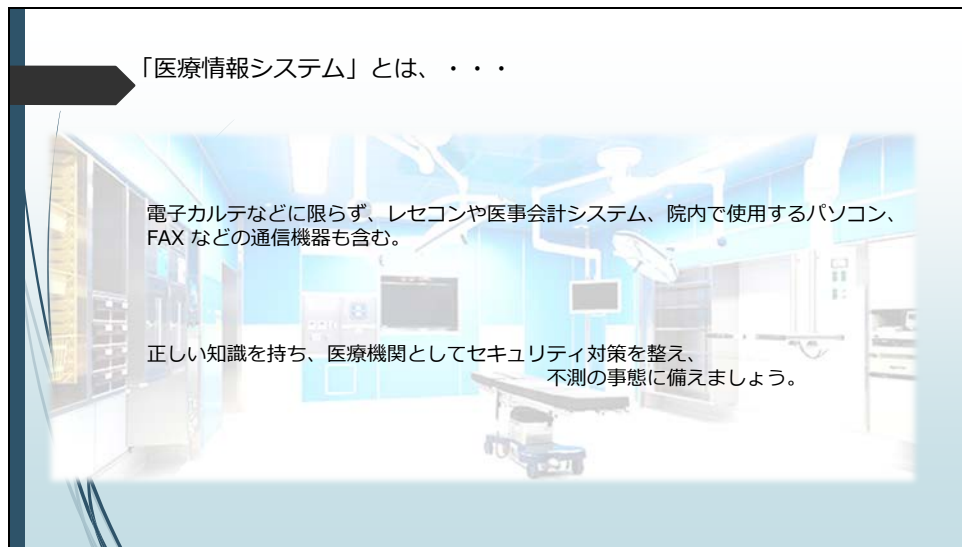


医療情報の安全管理とリスク



医療情報の安全管理とリスク



「医療情報システム」とは、電子カルテなどに限らず、レセコンや医事会計システム、院内で使用するパソコン、FAX などの通信機器も含まれます。決して特別なものではありません。

システムを導入する際に、院内の情報技術管理者の先生や取引先の業者に、適切に指示ができる知識を持っているかどうかチェックできます。

正しい知識を持ち、医療機関としてセキュリティ対策を整え、不測の事態に備えましょう。

1 医療情報の取り扱いと責任

1) 個人情報とは

1 医療情報の取り扱いと責任

1) 個人情報とは

情報のすべて
氏名・生年月日・住所など
既往症・診療内容・受けた処置内容・検査結果
診断・投薬内容・病状の経過等

患者さん個人

医師、薬剤師などには、刑法134条により秘密漏示の規定がある

(秘密漏示) 第134条
医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

生存している患者さん等の個人を特定することのできる情報のすべてです。

例えば氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、既往症、診療内容、受けた処置内容、検査結果、それらにもとづいて医師等が行った診断や投薬内容、病状の経過等のことです。


また、職員にも責任が及ぶ可能性があります。

医師、薬剤師等には、次の罰則規定のある刑法 134 条により秘密漏示の規定があります。

(秘密漏示) 第 134 条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。



医療機関組織全体を「個人情報取扱業者」として扱う法律

医療機関のすべての従業者に対する個人情報の保護義務

第三者に漏えいすることで医療機関が損害賠償の対象となった場合
医療機関が従業者に対して求償するだけでなく、
医療機関に対して指導・勧告があり、組織全体の信用低下を招く

個人情報保護法21条
個人情報の安全管理が図られるよう従業者に対する必要かつ適切な監督義務

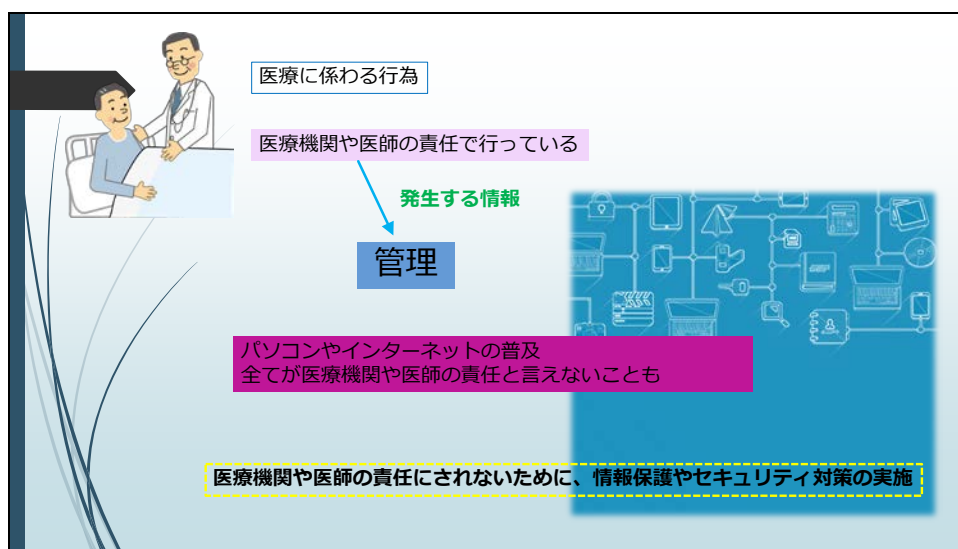
個人情報保護法58条
医療機関に対しても罰金を科することが記載
雇用主たる管理者は、従業者に直接損害賠償請求をする可能性もある

また、医療機関管理者である院長には、個人情報保護法 21 条で、個人情報の安全管理が図られるよう従業者に対する必要かつ適切な監督義務が課されています。

個人情報保護法は医療機関組織全体を「個人情報取扱業者」として扱う法律なので、医師のみでなく医療機関のすべての従業者に対する個人情報の保護義務が求められます。

これによって従業者が故意や重大な過失で患者の個人情報を第三者に漏えいすることで医療機関が損害賠償の対象となった場合は、医療機関が従業者に対して求償するだけでなく、医療機関に対して指導・勧告があり、組織全体の信用低下を招きます。

個人情報保護法 58 条では、医療機関に対しても罰金を科することが記載されており、雇用主たる管理者としては、従業者に直接損害賠償請求をする可能性もあります。



そもそも、医療に係わる行為は医療法などで医療機関や医師の責任で行っています。

そのため、そこから発生する情報についても、医師の責任で管理して扱うことが原則です。ただし、近年のパソコンやインターネットの普及に伴って、必ずしも全てが医療機関や医師の責任と言えないことも出てきました。

逆に言えば、全てが医療機関や医師の責任にされないためにも、しっかりした情報保護やセキュリティ対策について正しく理解し、実施しておく必要があります。